# 参議院常任委員会調査室 · 特別調査室

論題	第 204 回国会法律案等 NAVI 「日・EU航空安全協定」
著者 / 所属	正木佑里恵 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	433 号
刊行日	2021-4-14
頁	25-26
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip pou_chousa/backnumber/20210414.html

- ※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- ※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 日·EU航空安全協定

#### 1. 本協定署名の経緯

# (1) 多国間における民間航空製品の流通

近年、民間航空製品(航空機、エンジン関連部品等)は複数の国にまたがって設計・製造されており、輸出入に際しては輸出側の国・輸入側の国の航空当局がそれぞれ安全性の確認のための検査を実施している。民間航空の安全に関して、国際民間航空条約(シカゴ条約)及び附属書においては、「登録国(航空機が登録を受け、国籍を有することとなる国)」が耐空証明の発行、耐空性(強度等)の維持の確保、航空従事者の技能証明等に責任を有することとされており、外国で発行された安全性を確認する証明書等をそのまま受け入れることはできない。しかし、外国から航空製品を輸入する場合や外国の整備施設を利用する場合等に、既に自国と同等の安全制度・能力を有する外国の証明等を受けているものについて、自国の証明のために再度、同様の検査を行うことは航空当局や航空会社の負担が大きく、この重複を取り除いて負担を軽減することで、民間航空製品の自由な流通を促進することが可能となる。このような背景により、各国は相手国が行う安全性に係る検査・認証等の相互受入れの実施等を内容とする「航空安全に関する相互承認協定(BASA¹)」を二国間で締結するほか、航空当局間の取決め等を締結している。

### (2) 日本とEUの航空安全に関する枠組みと本協定署名の経緯

日本の国土交通省航空局とEUの欧州航空安全庁は 2011 年に耐空性の分野に関して航空当局間の取決めを締結しているが、これは主にEUから日本への輸出時に日本側の検査の一部を省略することを内容とするものであった。そこで、日本からEUへの輸出も規律する協定を締結するため、2012 年以降、日本とEUの航空当局間で双方の制度を比較・検討する協議が行われ、2016 年 5 月に日本とEUの両首脳はBASAの締結に向けた交渉を開始させることで一致した。その後、7 回の正式交渉を経て、2019 年 7 月に実質合意に至り、2020 年 6 月 22 日にベルギーのブリュッセルにおいて「民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定(日・EU航空安全協定)」(以下「本協定」という。)の署名が行われた。

日本がこれまで締結してきたBASA等は行政取極として扱われるか(米国との航空安全増進協定)、航空当局間の取決めとして締結されるなどしており(カナダとのBASA等)、国会承認条約としての扱いを受けたのは初めてである。なお、EUは既に米国、カナダ、ブラジル、中国との間でBASAを締結し、英国との間では通商・協力協定において

25

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Bilateral Aviation Safety Agreement

この分野を扱っている。

## 2. 本協定の主な内容

本協定は、協定の規定により署名日である 2020 年 6 月 22 日から暫定適用<sup>2</sup>されており (第 20 条 2)、2021 年 3 月 5 日、第 204 回国会(常会)に提出された(閣条第 4 号)。本協定は協定本体及び協定と不可分の一部を成す附属書一(耐空性分野に関するもので、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件等を記述)から構成される。

本協定は、日本とEUとの間で、①双方の民間航空に関する基準、手続、制度等が同等水準の安全性が確保されていることに合意する場合には、輸出側が交付する証明書等を受け入れること(第3条2、第4条1及び附属書一)、②協定の対象となる製品、サービス等の安全性に関する情報を交換すること(第8条)、③協定に基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持すること(第10条)等を定めている。①により、従来、輸入側においても必要とされていた検査の一部が省略可能となる。

本協定に基づく協力分野として、第3条1において耐空証明書、環境証明書、設計証明書、製造証明書等が定められているほか、整備機関の証明書、航空従事者の免許及び訓練等が定められており、今回は「附属書一」で定められる耐空性分野のみが対象となっているが(下図参照)、将来的に他の分野に関して定める新たな附属書を作成することにより、対象を拡大することができる仕組みとなっている。

#### 日本側航空当局 EU側航空当局 (国土交通省航空局) (欧州連合航空安全庁 及びEU各国当局) 検査・監督 検査・監督 可能な限り重複 検査を省略 第3条1 第3条1 (a) 耐空証明書等 (a) 耐空証明書等 (b) 環境証明書等 (b) 環境証明書等 (c) 設計証明書·製造証明書等 (c) 設計証明書·製造証明書等 ※ (a)~ (c) が附属 (d) 整備機関の証明書等 (d) 整備機関の証明書等 書一(耐空性分野) の対象 (e) 航空従事者の免許及び訓練 (e) 航空従事者の免許及び訓練 (f) 航空用地上訓練機の資格審 (f) 航空用地上訓練機の資格審 査の評価 査の評価 (g) 航空機の運航 (g) 航空機の運航 (h) シカゴ条約の附属書の対象 (h) シカゴ条約の附属書の対象 となる航空安全に関する他 となる航空安全に関する他 の分野 の分野

図 本協定の締結による効果(例)

(出所)協定及び外務省資料を基に筆者作成

まさき ゆりえ (正木 佑里恵・外交防衛委員会調査室)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 条約に定めがある場合等に条約の全体又は一部を、条約自体が効力を生ずるまでの期間に暫定的に適用すること(ウィーン条約法条約第25条)。